

平成14年3月4日

各 位

株式会社 UFJホールディングス
コード番号 8307

債権の取立不能及び取立遅延のおそれの発生について

今般、当社子会社の株式会社UFJ銀行の取引先である佐藤工業株式会社が、東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立を行ったことに伴い、同社向け債権につき取立不能及び取立遅延のおそれが生じたので、お知らせ致します。

記

1. 佐藤工業株式会社の概要

- | | |
|-------------------|------------------|
| (1) 本 社 所 在 地 | 富山県富山市桜木町 1番 11号 |
| (2) 代 表 者 氏 名 | 吉田 弘 |
| (3) 資 本 金 | 19,378百万円 |
| (4) 主 な 事 業 の 内 容 | 総合建設業 |

2. 当該取引先に生じた事実およびその事実が生じた年月日

平成14年3月3日 東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立。

3. 当該取引先に対する債権の金額

貸出金 26,005百万円

4. 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

上記債権につきましては、平成14年3月期において必要な額の引当処理等を行う予定であります。既に発表しております当社の連結業績予想については変更ありません。

以 上

当行は投資家の皆様、お客さまなどに対するスピーディな情報公開を目的として、ホームページ上にニュースリリースを掲載しております。

なお、本ニュースリリースには証券取引法第166条に定められた重要事実にあたる情報が含まれる可能性があります。重要事実を含むニュースリリースをご覧になられた方が、その重要事実が証券取引法施行令の規定に従い公開された後12時間以内に、UFJホールディングスの株式などの売買等を行なった場合、いわゆるインサイダー取引規制違反として、証券取引法の規定に接触するおそれがありますのでご注意ください。